

最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)

最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)(以下「業務改善助成金」という。)は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資やサービスの利用等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資等にかかった経費の一部を助成します。

労働時間・年次有給休暇や賃金、労働者の安全と健康確保対策については、**労働基準法**や**最低賃金法**、**労働安全衛生法**で労働条件の最低基準が定められており、これを遵守しなければなりません。

法的責任は事業主が果たす必要がありますが、さらなる労働条件の向上に取り組む企業等に対して、以下のような支援を行っています。

対象事業主

※引上げ額(コース区分)により助成率や助成の上限が異なります。
助成額をご覧ください。

日本国内に事業場を設置している中小企業事業者において、当該事業場における雇入れ後3月を経過した労働者の最も低い時間あたりの賃金額を、下記のコース区分ごとに定める金額以上引上げる事業者が対象となります。

中小企業の範囲については、P17「中小企業の範囲」を参照ください。

なお、業種については、日本標準産業分類(第13回改定(平成26年4月1日施行))に基づきます。

助成額

～沖縄県の場合～

コース区分	事業場内の最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数	助成額上限額		助成対象事業場	助成率
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者		
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円	・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場	【事業場内最低賃金】 ・870円以上 920円未満 ⇒4/5 ・870円未満 ⇒9/10 ・生産性要件を満たした場合(※1) ⇒9/10
		2～3人	50万円	90万円		
		4～6人	70万円	100万円		
		7人以上	100万円	120万円		
		10人以上(※2)	120万円	130万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円		
		2～3人	70万円	110万円		
		4～6人	100万円	140万円		
		7人以上	150万円	160万円		
		10人以上(※2)	180万円	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円		
		2～3人	90万円	160万円		
		4～6人	150万円	190万円		
		7人以上	230万円	230万円		
		10人以上(※2)	300万円	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円		
		2～3人	150万円	240万円		
		4～6人	270万円	290万円		
		7人以上	450万円	450万円		
		10人以上(※2)	600万円	600万円		

(※1)「生産性要件」について

助成金の支給申請を行う直近の会計年度において「生産性」(☆3)が、

- ・その3年度前(☆1)に比べて6%以上伸びていることまたは、
- ・その3年度前(☆1)に比べて1%以上(6%未満)伸びていること(☆3)

(☆1)3年度前の初日の雇用保険適用事業主であることが必要です。また、会計期間の変更などにより、会計年度が1年未満の期間がある場合は、当該期間を除いて3年度前に遡って算定を行います。

(☆2)この場合、金融機関から一定の事業性評価を得ていること。

(☆3)生産性は次の計算式によって計算します。

$$\text{生産性} = \frac{\text{付加価値(営業利益+人件費+減価償却費+動産・不動産賃借料+租税公課)}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

(※2)10人以上の上限度区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金の引き上げる場合に対象になります。

◆以下のいずれかの要件に該当した場合「**特例事業者**」となり、助成上限額の拡大・助成対象経費の拡大が受けられます。(助成対象経費の拡大は②、③のいずれかのみです。)

①賃金要件：事業内最低賃金920円未満の事業者

②生産量要件：新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

※生産量要件は、助成率の拡大を受けられる「生産性要件」とは異なります。

③物価高騰等要件：原材料費の高騰などの社会的・経済的環境の変化等外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が、前年同月に比べ、3%ポイント以上低下している事業者

助成対象となる経費

この助成金は、生産性向上・労働能率の増進に資する、設備・機器の導入に加え、教育訓練や経営コンサルティング等のサービスの利用も対象となります。

業務効率化のための新しい生産機械の導入、管理システム開発・導入、受発注機能があるホームページの作成や、顧客回転率の向上ための専門家による業務フロー見直し等が対象であり、詳細は「交付要領(別紙4)(厚生労働省HPに掲載)を参照ください。

但し、①単なる経費削減のための経費(例：LED電球への交換等)、②職場環境を改善するための経費(例：エアコン設置、執務室の拡大、机・椅子の増設等)、③通常の事業活動に伴う経費(例：事務所借料、光熱費、従業員賃金、交際費、消耗品費、通信費、汎用事務機器購入費、広告宣伝費等)等は助成対象外です。

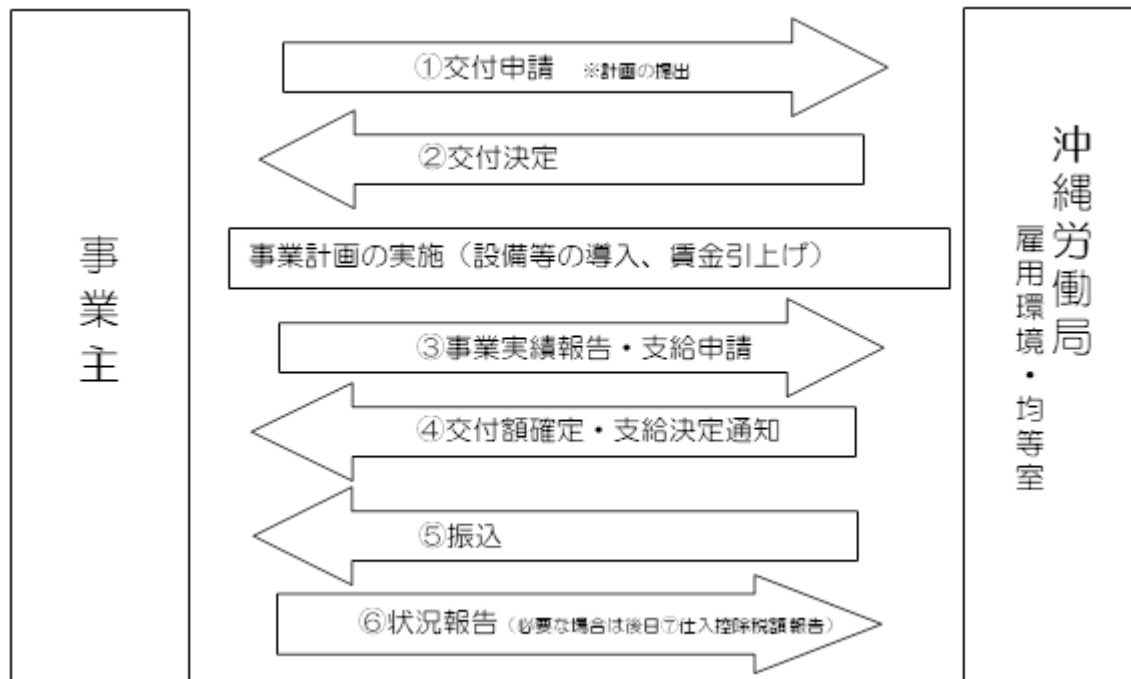
『助成対象経費の拡充』

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります(パソコン等は新規導入に限ります)。

また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」※3も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

(※3)「関連する経費」とは、生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

手続きの流れ



「交付申請期限」は、令和6年1月31日までとなります。なお、国の予算額に制約されるため、令和6年1月31日以前に受付を締め切る場合があります。
(事業完了期限は令和6年2月28日です)

※助成金を申請する場合は、助成金のルール等を定めた「交付要綱」「交付要領」(厚生労働省HPに掲載)を確認ください。

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター
電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日8:30~17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

業務改善助成金

検索

